

報告第1号

利根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第3号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により報告する。

令和8年3月3日提出

利根町長 山 崎 誠一郎

## 専決処分書

地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第3号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年1月20日

利根町長 山 崎 誠一郎

利根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(利根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 利根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、 <u>法第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、 <u>法第33条の10各号</u> _____ に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(利根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 利根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年利根町条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、 <u>法第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、 <u>法第33条の10各号</u> _____ に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。



(利根町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 利根町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年利根町条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号<u>          </u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。